議案第１６３号

久喜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の育児休業等に関する条例(平成22年久喜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2　育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員で同条第2項の規定による養育里親であるものに同法第27条第1項第3号の規定により委託されている者とする。

第3条第1号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居すること」を「別居し、又は同条に規定する承認に係る子に係る民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されること」に改める。

第10条第1号中「又は養子縁組等」を「若しくは養子縁組等」に、「別居すること」を「別居し、又は同号に規定する承認に係る子に係る民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されること」に改める。

附　則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

平成２８年１２月２０日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業に係る規定の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。